

ウィズコロナ時代に、国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

【持続可能な行財政の確立に向けて】

本市では、全国トップ水準の福祉・医療・教育・子育て支援を維持・充実させると同時に、市民のいのちと暮らしを守る安心安全のまちづくりや、文化を基軸とした都市経営を推進し、京都の今と未来に必要な政策に果敢に取り組んでまいりました。

脆弱な財政基盤、厳しい財政状況の下であっても、必要な財源を捻出するため、職員数の削減など徹底した行財政改革に間断なく取り組んできましたが、この間、地方交付税は平成15年度のピーク時から612億円、47%削減（令和2年度）、更には新型コロナウイルス感染症による急激な景気悪化の影響等により、本市の財政状況は一層厳しいものとなっており、このままでは財政再生団体となる恐れがあります。

この事態を何としても回避し、これまで守り続けてきた本市ならではの福祉、教育、子育て支援、安心安全などの施策の理念を活かしながら、社会経済情勢の変化に対応して施策を再構築する。そして、より困難を抱える方々に再配分して市民生活のセーフティネットを守るとともに、大胆な成長戦略により未来を切り拓くため、本年8月に「行財政改革計画2021-2025」を策定しました。今年度から5年間の改革期間、とりわけ前半3年間は集中改革期間として、持続可能な行財政の確立に向けて徹底した取組を進めてまいります。

【コロナ禍の克服に向けて】

この間、本市では地方創生臨時交付金等を活用し、感染拡大防止、雇用の維持、京都経済の下支えなど、市民生活を守るために必要な取組をスピード感を持って、取り組んでまいりました。しかし、第6波の到来が危惧されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せる状況でなく、また、依然として京都経済は厳しい状況が続いており、引き続き、感染症対策と社会経済活動の回復の両立に取り組んでいく必要があります。

市民の皆様のいのちと健康、暮らしを徹底して守り抜き、社会経済情勢の安定を図るため、引き続き、今最も困っている方に寄り添った支援を迅速かつ着実に実行する。同時に、働き方改革やデジタル化の推進など、変革に挑戦される方や文化芸術に取り組まれる方々を後押ししていく。コロナ禍の危機を乗り越えるため、感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向け、国や京都府、市民の皆様と共に取り組んでまいります。

【双京構想・文化首都の実現を願って】

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組むとともに、文化首都として、文化の力で社会的課題を解決し、日本の文化の継承・発展、ひいては国際交流、世界平和に貢献する所存です。

引き続き、京都府、京都商工会議所、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく取組を重ねてまいります。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望致します。

京都市長 門川 大作

—目次—

【新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望】

① いのちを守る感染拡大防止と保健医療体制の確保

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業の推進等 … 2
- 2 治療薬の開発・普及及び後遺症への対策強化 … 3
- 3 保健所設置市への支援の抜本的な充実・地域医療等の維持のための支援 … 4
- 4 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付 … 4
- 5 指定都市が果たすべき役割の明確化，権限の強化 … 4

② 市民生活への分配と事業活動等への支援

- 6 誰ひとり取り残さない社会の構築に向けた支援の充実 … 5
- 7 国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免に係る全額の財政支援 … 5
- 8 学校教育における質の高い学びを実現するための指導体制の確保等 … 5
- 9 学生が安心して学べる環境づくりへの支援 … 6
- 10 中小企業等の事業継続に向けた下支えと経済回復を後押しする支援の充実 … 6
- 11 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実 … 7
- 12 地域公共交通事業者への支援 … 7
- 13 文化芸術活動への支援の継続・充実 … 8

③ 地方活性化に繋がる自治体財政への支援

- 14 自治体財政への支援の充実 … 8

<参考資料>

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額，継続及び弾力的な運用等 … 10

【令和4年度 国の施策・予算に関する緊急提案・要望】

- 1 質の高い保育と担い手確保に向けた，職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇の改善 … 15
- 2 経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援 … 16
- 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 … 20
- 4 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化 … 24
- 5 不妊に悩む方への特定治療に対する保険適用に係る経過措置の実施 … 26
- 6 「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の本市全域への優遇対象拡大 … 28
- 7 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進 … 30
- 8 自治体 DX 推進（自治体システム標準化，行政手続オンライン化）に係る自治体への速やかな情報提供と十分な財政措置 … 32
- 9 国の財源（防災・安全交付金，社会資本整備総合交付金等）の確保・拡充 … 34
- 10 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 … 35
- 11 国立京都国際会館における多目的ホールの，5,000 人規模への拡張整備の早期実現 … 36
- 12 京都・近畿の活力あるまちづくりのための，国有地の活用の検討 … 38

新型コロナウイルス感染症対策と 社会経済活動の回復の両立に向けた要望

新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望

① いのちを守る感染拡大防止と保健医療体制の確保

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業の推進等

(1) 令和4年度ワクチン接種に係る運営方針の速やかな提示

3回目となる追加接種の進め方及び交互相種への考え方を含め、令和4年度におけるワクチン接種に係る運営方針について早急に提示すること。

(2) ワクチン接種経費等の全額国費負担の継続

3回目の追加接種については、全額国費負担とする方針が示されたが、ワクチン接種は、厚生労働大臣の指示に基づき、国の負担により実施するものであることを踏まえ、接種の安定した実施や、システム入力の手滑化等に向けた自治体独自の取組等に係る令和4年度以降に必要な経費についても、地方自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講じるなど、引き続き十分な財政支援を行うこと。

(3) ワクチンの安定的な供給及び適切な配分等について

国において、各自治体が必要とする量のワクチンの安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について、速やかに情報提供を行うこと。

特に人口の集中する大都市においては、効率的なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するとともに、安定的に接種を行っていく必要があるため、指定都市に対し、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を移譲すること。

加えて、追加接種に当たっても、指定都市など大都市部において、国によるワクチン接種会場を引き続き設置するなど、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、ワクチン接種の更なる推進を図ること。

(4) ワクチン接種に係る新システムの円滑な運用

ワクチン関連システムに係る地方自治体等からの問い合わせに即時対応できる体制を構築するとともに、医療機関や自治体による入力作業を簡易にするなど現場の負担を最小化するために必要な対策を講じること。

また、地方におけるデータ抽出の負担を軽減するため、住基データ等がワクチン関連システムに自動的に取り込まれるよう、システム間の連携を行うとともに、システム操作に不慣れな医療機関への対応を柔軟に行うこと。

(5) 国民への周知・広報

国民へのワクチン接種を円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義及び副反応、禁忌事項も含めた正確な情報について、ホームページ等で分かりやすくタイムリーに発信するなど、国民に対する積極的な周知・広報を継続すること。

とりわけ、学生をはじめとした若い世代に対して、ワクチンに関する専門的な知見に基づく情報を分かりやすく継続的に発信し、正しい知識と情報に基づいてワクチン接種を判断できるよう、万全を期すこと。

(6) 接種委託費用単価の引き上げ

接種委託費用単価については、休日や夜間帯の単価の引き上げ、一定の接種回数の実施を条件とした上乘せなどの加算措置が実施されたが、依然として基本単価（2,070 円）については、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く抑えられていることから、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、基本単価を見直し、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。

また、基本単価の見直しを行うまでの間については、現在実施されている加算措置を継続すること。

(7) ワクチン接種後の行動制限等のあり方や日常生活回復に向けたロードマップの提示

ワクチン接種後の濃厚接触者の範囲や行動制限のあり方について、科学的知見を踏まえ、早急に見解を示すこと。

また、今後の日常生活回復に向けて、早期に具体的なロードマップを示すとともに、併せて検討を進めている「ワクチン・検査パッケージ」については、ワクチンを接種できない方等へ配慮した取扱いなどに留意するとともに、自治体の負担とならない仕組みを構築すること。

加えて、電子交付を検討しているワクチン接種証明書については、申請・活用しやすいものにすること。

2 治療薬の開発・普及及び後遺症への対策強化

市民のいのちと健康を守るため、中和抗体薬による抗体カクテル療法の更なる普及や、新たな治療薬の開発を国の責任で早急に進めること。

また、新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する実態は不明な点が多く、明確な対策が示されていないため、研究を進めるとともに、必要な情報を自治体と共有すること。

さらに、これまでから本市の保健所等において、後遺症に悩む方からの健康相談や受診相談に対応している中、その件数が増えてきていることから、今後、専用の相談窓口や外来の設置等により、本市の体制を強化していくに当たり、地方自治体の負担が生じないように、十分な財政措置等の支援を行うこと。

3 保健所設置市への支援の抜本的な充実・地域医療等の維持のための支援

(1) 保健所等の体制・機能強化

保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについて、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、第6波以降への対応も含めた今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め、保健所体制・機能の強化への支援を継続すること。

本市では、第5波の在宅療養者急増に対応するため、感染拡大の予兆を捉えた全庁体制の確立、保健所による健康観察と併せた市内訪問看護ステーション等との連携強化や、京都府医師会や京都府薬剤師会と連携した電話診療所の拡充など、保健所の体制強化を行ったが、国においては、入院・宿泊療養体制整備や看護師等の確保などの支援により、在宅療養を増やさない取組を強化すること。加えて、特に、健康観察を行う保健所設置市が第6波以降も機動的に対応できるよう、直接の財政措置を含めた更なる支援を行うこと。

さらに、地方衛生研究所については、感染症法や地域保健法において、その位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新に係る国庫補助を充実させること。

(2) 安定した地域医療の維持等のための支援

患者の受診控えや救急患者の減少等により医療機関の経営に大きな影響が生じていることから、安定的な地域医療の維持のため、重点・協力医療機関以外であっても必要な支援が行き届くよう、医療機関への支援を継続すること。

併せて、保健福祉サービス等の安定的な維持のため、社会福祉施設等に対する支援を継続すること。

4 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、更なる増額や対象事業の拡充を図ること。

また、これまで指定都市など大都市部においてとりわけ多数の陽性者が発生している。こうした状況を踏まえ、指定都市が第6波以降に備えて、例えば、在宅療養者に対する医療・看護関係者等による家庭訪問、電話診療等の実施による健康観察等の更なる充実を図るなど、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、更には、道府県の負担軽減にもつながることから、指定都市を直接交付の対象とすること。

5 指定都市が果たすべき役割の明確化、権限の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく道府県知事の権限について、指定都市市長に財源と併せて移譲又は付与できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

② 市民生活への分配と事業活動等への支援

6 誰ひとり取り残さない社会の構築に向けた支援の充実

新型コロナウイルスの市民生活への影響が長期に及ぶ中、市民のいのちを守り、誰ひとり取り残さない社会を構築するためにも、孤独・孤立対策を強力に進めるための子どもの貧困対策、負担の増大しているひとり親家庭への支援はもちろんのこと、子育て世代への支援を充実すること。

また、生活困窮者自立支援制度など、生活が困難な方を支える取組を充実すること。

加えて、コロナ禍において、雇用面や生活面で大きな影響を受け、また、DV や性被害など様々な困難を抱える女性に対して、国の交付金の活用等による継続的な支援を行うとともに、女性の自立や更なる活躍推進に向けて包括的な支援を行うこと。

7 国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免に係る全額の財政支援

収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免について、本市においては、令和3年度の国民健康保険については減免総額全額が支援される見込みとなっているが、介護保険については、減免総額の4割の支援となっている。

減免に対する財政支援は保険者の財政運営に大きな影響を及ぼし、また、コロナ禍によって収入が減少した被保険者の負担増に繋がる恐れもあるため、国民健康保険・介護保険の保険料（税）について、令和2年度と同様、国による全額の財政支援を実施すること。

8 学校教育における質の高い学びを実現するための指導体制の確保等

ICT 機器整備・通信環境の安定的な運用と機器更新も含めた継続的な財政措置、家庭における通信費補助制度の創設、ICT 支援員等の専門スタッフの配置の充実、働き方改革の推進と優秀な教職員の確保に向けた定数改善、教職員の抜本的な処遇改善などの条件整備等、よりきめ細かで質の高い学びの実現に向けた指導体制を確保するための財源措置を行うこと。

さらには、公立学校施設整備における補助単価の引き上げや大規模改修事業の上限・下減額の見直し等、安全・安心な教育環境の実現のために必要な財源についても措置すること。

9 学生が安心して学べる環境づくりへの支援

コロナ禍等により経済的な困難や不安を抱えている学生に対する負担軽減策の充実を図るとともに、大学において実施する学習環境の整備、課外活動・学生寮等における感染拡大防止策及び学生・教職員のPCR検査実施に対する財政支援を行うこと。加えて、学生等に対する大学での確実なワクチン接種のため、必要な支援を行うこと。

また、留学の際の出入国に係る措置等への柔軟な対応や留学生の受入から定着まで一貫した取組への支援を充実させること。大学・学生への誹謗中傷の防止に向けた啓発・情報発信を行うこと。

さらに、人口減少社会等を迎える中、大学を取り巻く状況は厳しさを増していることから、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金など、大学運営に必要な基盤的経費等への支援の充実を図るとともに、特色化・機能強化に取り組む中小規模大学をはじめとする大学や大学間連携組織への支援の充実を図ること。

10 中小企業等の事業継続に向けた下支えと経済回復を後押しする支援の充実

今後の経済活動が再開していく段階を捉え、感染防止対策と両立しつつ国主導の需要喚起対策を実施し、経済回復をけん引することを求めるとともに、厳しい状況に置かれている中小企業等の事業継続等に向け、以下について要望する。

(1) 経営への影響が深刻な事業者等への継続した支援の充実

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、一層厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者等を下支えするため、幅広い業種を対象に、申請・活用しやすい支援制度を構築するとともに、持続化給付金や家賃支援給付金など、これまで国が実施してきた支援策の再実施・充実を検討すること。

また、資金繰りが厳しい事業者の既往債務について、実情に応じた柔軟な条件変更ができるよう、民間金融機関による実質無利子・無保証料融資の返済期間の長期化や条件変更に伴う追加の信用保証料に対する補助を実施するとともに、無利子期間の延長など、事業者の負担軽減に向けた金融支援制度の拡充を図ること。加えて、融資制度における信用保証制度の対象について、公益法人等の法人形態も対象となるよう、要件を緩和すること。

さらに、雇用の維持に向け、雇用調整助成金の特例措置などの支援策を継続するとともに、新たな雇用を生み出す基金制度の創設など、雇用創出の対策を講じること。

(2) 中小企業等のデジタル化やDXを一層推進する施策の充実

中小企業等のデジタル化や、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、IT導入補助金の要件緩和や補助対象の拡大など、国において取り組んでいる施策を柔軟に運用するとともに、国において検討中の「地域DX促進活動支援事業」について、多くの地域を選定し、継続的な支援を行うことにより、中小企業のデジタル化やDXを一層推進する施策を充実させること。

11 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

(1) 安心・安全な観光・MICE を実現するための環境整備の強化

市民や観光客、MICE 参加者の安心・安全を確保するため、観光事業者等の衛生対策や、設備等の導入に対する支援策を講じるとともに、インバウンドの受入を再開する際には、水際対策、検疫体制整備、衛生管理等を徹底すること。

(2) 観光事業者等による生産性の向上、観光客等への情報発信などの取組への支援の拡充

レジリエントな観光・MICE の実現に向け、観光事業者等が実施する生産性の向上や従業員の処遇改善、危機管理対応などの取組への支援を更に拡充するとともに、観光客等への情報発信や観光コンテンツの造成、受入環境整備等の取組への支援を更に拡充すること。

(3) 観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた対策及び支援の拡充等

観光需要の喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた効果的な対策を強化するとともに、インバウンドの受入再開時に、上質な観光サービスを求め、これに対価を支払う観光客の積極的な誘致やプロモーションなど、インバウンド需要の取り込みにつながる効果的な施策を講じること。

また、地域で観光課題が生じないように、感染症予防・拡大防止の徹底や観光客のマナー向上、混雑緩和など、市民生活と観光との調和を図るための十分な対策を講じるとともに、観光の重要性の周知や機運の醸成を図ること。

併せて、DMO 等が実施する地域独自の消費喚起策等に対する財政措置などの支援策を実施すること。

(4) デジタル社会における地方創生に資する観光統計の整備拡大

観光による地方創生の推進に向け、観光施策の企画・立案に必要な基礎データを全国の市町村レベルで把握できるよう、民間企業等が保有するビッグデータ等を活用しながら観光統計の整備・拡大に取り組むとともに、観光統計を活用し、観光客の分散化・回遊促進につながるプロモーションや受入環境整備に関する施策を講じること。

12 地域公共交通事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、地域公共交通事業者における厳しい経営状況が継続していることを踏まえ、市民の生活の足として、また、社会経済活動に不可欠な動線として、将来にわたって公共交通を維持・確保していくため、地域公共交通事業者への支援を継続すること。また、感染拡大が落ち着いた経済の回復期には、事業者による公共交通の利用回帰の取組等にも支援を行うこと。

13 文化芸術活動への支援の継続・充実

地方自治体が地域の実情に応じて実施する文化芸術支援策に対して、必要な財政措置を講じるとともに、文化芸術関係者の活動機会を維持するためのセーフティネットの検討など、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的な支援策を講ずること。

③ 地方活性化に繋がる自治体財政への支援

14 自治体財政への支援の充実

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、継続及び弾力的な運用等

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和4年度においても、地方自治体が臨時的に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や地域の需要喚起に向けた経済対策等を行うことができるよう、継続して交付し、市民生活や地域経済を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに、地方自治体の実情を踏まえ、柔軟で弾力的な運用を行うこと。

とりわけ、感染症法上における行政検査等の費用については、法で国庫補助率が定められているため、現状では本臨時交付金を充当できないが、本臨時交付金の特例的な充当を認めること。

なお、感染が拡大している状況においては、感染症対策に係る本市の負担が、普通交付税で措置されている額を大きく超えることから、財政需要の増加を反映させた交付税を確実に措置するなど、十分な配慮を行うこと。

また、交付金の算定に当たっては、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、各市町村における財政需要を適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。

とりわけ、大都市に対しては、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、十分な配慮を行うこと。

(2) 猶予特例債の弾力的な運用

猶予特例債の償還期限について、1年に限ることなく、一部借換えを認めるなど弾力的な運用を行うこと。

(3) 固定資産税の安定的な確保

令和3年度の固定資産税及び都市計画税は、新型コロナウイルス感染症などの影響を踏まえ、評価替えに伴い税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることとされたが、地価上昇が続いた本市においては、その影響が大きく、本来増収となるべき固定資産税等が、地方交付税の算定を踏まえてもなお、当初見込まれた税収から15億円余り減少することとなった。このことから、増収とならなかった令和3年度の税収額については、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」などにより全額を国が補填するとともに、令和4年度以降については、同様の措置を行わないこと。

また、中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置等も講じられたが、固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であることから、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。

(4) 上下水道事業における減収に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響による使用水量の大幅な減少に伴い、水道料金及び下水道使用料収入についても大幅な減収となり、上下水道事業の運営のための十分な財源を確保できない状況を踏まえ、緊急かつ柔軟な財政支援を行うこと。

＜参考＞ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、継続及び弾力的な運用等

1 臨時交付金（地方単独分）配分状況

全市町村の1人あたり交付限度額は15,170円/人である一方、指定都市の平均は10,848円/人となっており、一般市町村へ多く配分されている傾向にある。

項目	交付限度額	人口（人）	人口1人あたり交付限度額
総合計	3兆 6,584億円	127,094,745	
都道府県分	1兆 7,304億円	127,094,745	13,615円/人
市町村分	1兆 9,280億円		15,170円/人
うち指定都市	2,983億円	27,497,224	10,848円/人

※ R2 国予算は4.5兆円（1次補正:1兆円+2次補正:2兆円+3次補正1.5兆円）計上されている。残額8,416億円については、別途配分（「国庫補助事業の地方負担分として、各省による補助金等の交付決定等の状況に応じて市町村に配分」、「協力要請推進枠等として都道府県に配分」等）

（参考）本市の配分状況

本市の1人あたり交付限度額は、12,770円/人となっている。

項目	交付限度額（百万円）				人口 【B】	1人あたり交付額	
	合計 【A】	一次分	二次分	三次分		（円/人） 【A/B】	順位
京都市	18,838	3,160	10,883	4,795	1,475,183	12,770	3位
他都市平均	14,708	2,528	8,463	3,718	1,369,581	10,739	
大阪市	31,578	4,551	19,056	7,971	2,691,185	11,734	9位
堺市	10,029	1,860	5,696	2,473	839,310	11,949	8位
神戸市	18,639	3,334	10,634	4,671	1,537,272	12,125	6位
合計	298,287	51,184	171,673	75,430	27,497,224	10,848	

2 本市の活用状況について

＜交付限度額※＞ （単位：百万円）

		金額	合計
地方単独分	第一次分	3,160	18,838
	第二次分	10,883	
	第三次分	4,795	
国補助裏分	R2年度交付決定分	3,088	3,088
	R3年度交付決定分	未定	
事業者支援分		1,455	1,455
合計			23,381

＜活用額＞ （単位：百万円）

		現年	翌年度繰越	合計
R2年度活用額		15,670	2,270	17,940
R3年度活用額	5月補正	16	-	16
	9月補正	5,683	-	5,683
	小計	5,699	-	5,699
合計		21,369	2,270	23,639

※ 令和2・3年度分として一体的に措置

＜活用可能額（a-b）＞△258百万円+未定分

3 検査体制の強化等に係る本市経費（国補助分）

年度		R 2 (決算)	R 3 (当初予算)
経費		1,301 百万円	4,404 百万円
財 源	国負担	644 百万円	2,299 百万円
	市負担	657 百万円	2,105 百万円

※ 約 14.5 億円増

感染症法上における行政検査の費用など、法で国庫補助率が定められている経費については、別途、臨時交付金として交付されるものの、現状では、本臨時交付金を直接充当できないこととされており、一時的に一般財源を用意しなければならず、また、その額も多額に上っている。

また、交付税制度上、基準財政需要額に、感染症対策等の項目として保健衛生費が計上されているものの、コロナ対策以外の経費も含めて6億円の増（R2→R3）に留まっている。

4 今後の財政需要について

現時点で、令和3年度以降におけるコロナ対策にかかる財政需要額を見通すことは困難であるが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、対策に万全を期すためにも、少なくとも令和2年度と同程度の臨時交付金が必要と考える。また、今後、交付決定が予定されている国庫補助事業の地方負担分も含め、令和4年度への繰り越しを可能とするなど、地方の実情に合わせた執行が可能となるよう柔軟な運用とすることが重要。

5 提案・要望

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和4年度においても、地方自治体が臨時的に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や地域の需要喚起に向けた経済対策等を行うことができるよう、継続して交付し、市民生活や地域経済を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに、地方自治体の実情を踏まえ、柔軟で弾力的な運用を行うこと。

とりわけ、感染症法上における行政検査等の費用については、法で国庫補助率が定められているため、現状では本臨時交付金を充当できないが、本臨時交付金の特例的な充当を認めること。

なお、感染が拡大している状況においては、感染症対策に係る本市の負担が、普通交付税で措置されている額を大きく超えることから、財政需要の増加を反映させた交付税を確実に措置するなど、十分な配慮を行うこと。

また、交付金の算定に当たっては、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、各市町村における財政需要を適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。

とりわけ、大都市に対しては、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、十分な配慮を行うこと。

令和４年度 国の施策・予算に関する
緊急提案・要望

【提案・要望事項】**1 質の高い保育と担い手確保に向けた、職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇の改善****1 提案・要望**

現在、検討されているこども庁の創設を機に、52年前から変わっていない保育士配置基準の抜本的な見直しを行うこと。また、内閣の基本方針を踏まえ、職員処遇の更なる改善を行うこと。

2 現状・課題

本市においては、平成29年度には「子ども若者はぐくみ局」を創設したうえで、市民の身近な窓口である区役所・支所に「子どもはぐくみ室」を設置し、子育てに関する施策を総合的かつ積極的に推進している。

こうした中、現在、国においては、子育て環境の充実に向けこども庁の創設等を検討されているが、広く子育てとして見た場合、この間、学校教育においては小学校35人学級や教科担任制の導入に向け、見直しが進められている一方で、保育士配置基準全体は52年前、特に5歳児クラスは73年前から変わっておらず、教育・保育機関の違いのみで異なる制度設計となっている。

また、令和3年10月4日に閣議決定された内閣の基本方針においては、「公的価格の在り方の抜本的な見直し」が掲げられており、全国的にも喫緊の課題である保育の職員不足の解消に向けては、職員処遇の更なる改善が不可欠である。

3 本市の取組

本市では、約50年前から国基準を上回る市独自の保育士配置基準を設けるなど、全国トップ水準の保育に取り組んできており、令和3年度においても、独自の保育士配置基準（約15億円）に加え、職員処遇の改善等の観点から、約36億円の独自予算を計上するなど、保育の質の向上に努めてきた。

その結果、保育士の配置基準は国の1.33倍、保育士平均年収は全国平均の1.34倍と着実な成果を上げているが、一方でこれらには多額の財政負担も伴うことから、本市の危機的な財政状況を鑑み、現在、持続可能な子育て支援施策の実現に向けた検証を進めている。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国※1	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1	30 : 1
京都市		5 : 1※2		15 : 1	20 : 1	25 : 1

※1 国の基準全体は52年前、特に5歳児クラスは73年前から変わっていない

※2 1歳7箇月に満たない子どもについては、4 : 1まで保育士を加配できるよう助成を実施

【提案・要望事項】

2 経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援

1 提案・要望

- (1) 将来に渡り、「市民の足」としての役割を担う市バス・地下鉄を維持・確保するため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、予算を大幅に増額したうえで、著しく経営状況の悪い地下鉄事業を補助対象に含めるとともに、期間を限定した実証運行ではなく、年間を通じた運行経費についても補助対象とすること。
- (2) 加えて、特別減収対策企業債について、無利子での貸付制度とするなど、財政措置を拡充するほか、償還期間を延長すること。
- (3) さらに、これらの支援について令和4年度以降も継続するとともに、今後もお客様の早期回復は見込めず、また、新しい生活スタイルの定着等により新型コロナウイルス感染症の発生前には戻らない見込みであることから、引き続き公共交通を維持・確保していくために、更なる抜本的な支援制度を構築すること。

2 市バス・地下鉄事業の経営状況

(1) 令和2年度決算及び令和3年度予算

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市バス・地下鉄のお客様数は大幅に減少し、令和2年度の1日当たりのお客様数は、市バスは24万8千人で前年度比▲10万9千人（▲30.7%）の減少、地下鉄は26万7千人で前年度比▲13万3千人（▲33.2%）の減少となっている。さらに、運賃収入は、市バスは前年度比▲61億円（▲30.3%）、地下鉄は▲88億円（▲34.3%）の大幅な減収となった。
- ・ 経常損益は市バス事業が▲48億円で平成14年度以来の赤字、地下鉄事業が▲54億円で平成26年度以来の赤字決算となった。
- ・ 特に地下鉄事業は、運賃収入が大幅に減少したことなどにより、新型コロナウイルス感染症対策として措置された特別減収対策企業債を発行しても、資金不足比率は62.6%と経営健全化基準である20%を大きく超え、令和2年度決算をもって経営健全化団体となる。
- ・ 令和3年度予算では、市バス事業は経常損益▲56億円の大幅な赤字となり、累積赤字へと転落し、また、地下鉄事業は経常損益▲58億円の大幅な赤字となり、累積資金不足は過去最大を更新する見込みであり、両事業ともこれまで経験したことのない経営危機に直面している。

(2) 令和３年度の現状

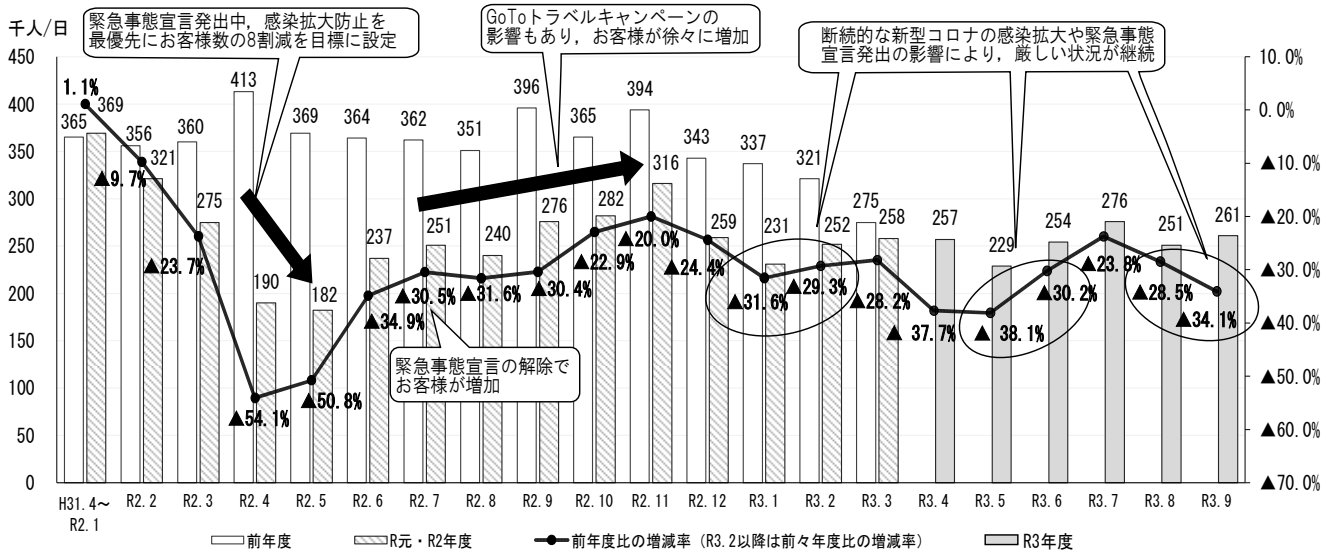
- ・ 令和３年４月以降も「緊急事態宣言」等の影響により、お客様数は回復しておらず、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていなかった令和元年度との比較で、**市バス・地下鉄とも９月までの累計で▲30%を超える大幅な減**となっている。
- ・ 本市はこれまでから市民の皆様の御利用に加え、観光での御利用にも支えられ、また「学生のまち」として多くの大学生にも御利用いただいているが、４～９月の定期券（大学生）の御利用者数は令和元年度と比べ、大きく落ち込んでおり（市バス▲48.9%、地下鉄：▲36.5%）、依然としてお客様数の回復は鈍い状況である。

3 今後の経営の見通し

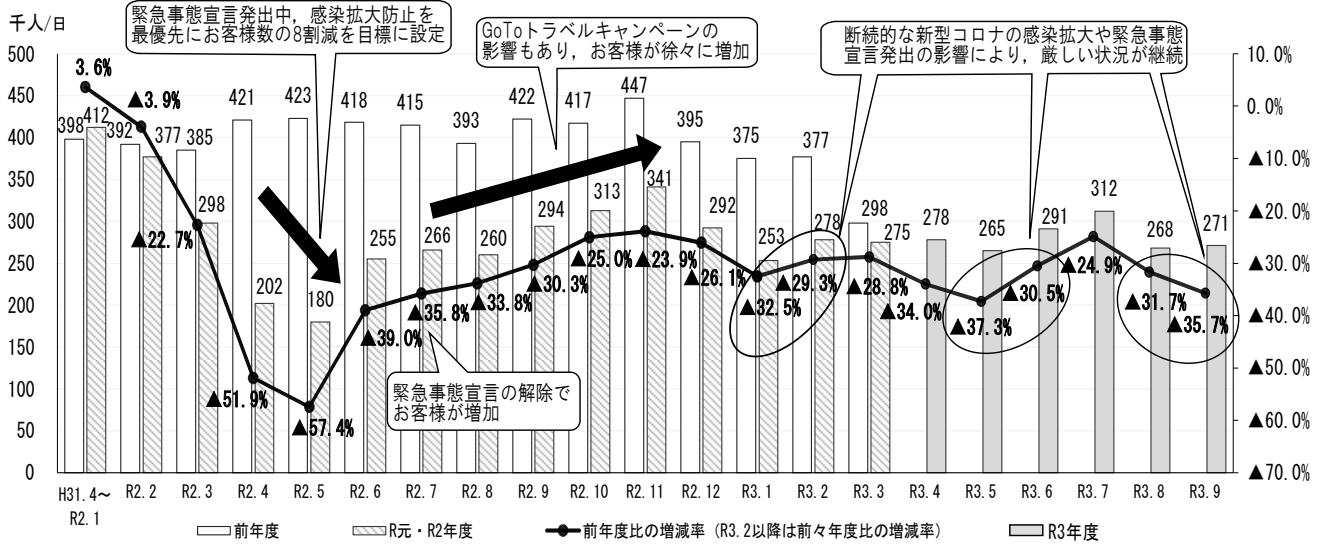
- ・ 第６波の到来が危惧されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せる状況でなく、また、テレワーク等の新たな生活スタイルの定着に加え、大学におけるオンライン授業の浸透、海外からの観光客の動向を踏まえると、今後のお客様数の大幅な回復は見込めない。
- ・ しかし、今後も市民の皆様の生活と都市活動をしっかりと支える市バス・地下鉄として、事業を安定的に継続していくため、現在、更なる経費削減や収入増加策等を見込んだ中長期の経営計画の策定に向け、取組を進めているところである。
- ・ 現状を踏まえると、御利用状況に応じた市バス・地下鉄ダイヤの見直しや駅有人改札業務の見直しなど、新たな経営健全化に取り組んだとしても、持続可能な安定経営への見通しが立たず、市バス・地下鉄の運行の継続に向けては、運賃改定を見込まざるを得ない状況である。

<参考1：平成31年4月～令和3年9月お客様数推移>

① 市バス事業

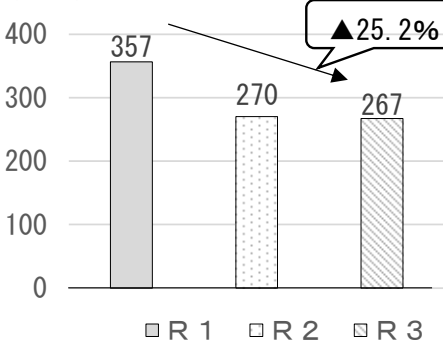


② 地下鉄事業

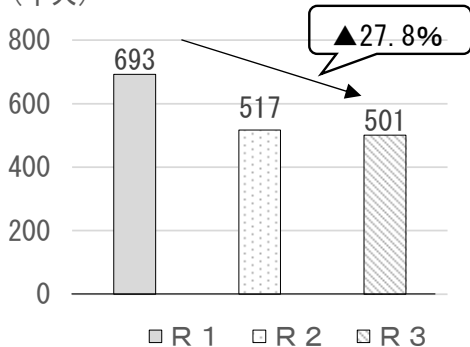


※ 令和3年10月のお客様数（市バスは計数機，地下鉄改札通過人員）

市バスのお客様数



地下鉄のお客様数



<参考2：新たな健全化策実施後（運賃改定なし）の収支見通し>

① 市バス事業

経常損益は今後も赤字のまま推移し、累積資金不足は増加し続け、経営は破綻
(単位 億円)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
経常損益	▲56	▲39	▲38	▲26	▲13	▲2	▲3	▲5
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
累積資金不足※	▲22	▲54	▲84	▲103	▲116	▲122	▲125	▲129

② 地下鉄事業

経常損益は今後 30 年にわたり赤字が継続し、累積資金不足の最大値は 1,200 億円を超えるまで増大し、運転資金の調達が極めて不安定な状態となり、資金調達が滞れば、経営は破綻

(単位 億円)

	R 3	…	R20	…	R30	R31	R32	R33	R34	R35
経常損益	▲58	…	▲32	…	▲17	▲14	▲7	▲3	▲1	2
	R 3	…	R10	…	R20	R21	R22	R23	R24	
累積資金不足※	▲438	…	▲912	…	▲1,195	▲1,241	▲1,268	▲1,272	▲1,272	

※ 累積資金不足とは、日常の運転資金の不足額のこと。支払に支障を来さないように金融機関などから一時的に借り入れている金額のこと。なお、運転資金に余剰が出ている場合は資金剰余額となる。

【提案・要望事項】

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の廃止
- ② 大都市に偏重した交付税の削減の見直し
- ③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映
- ④ 減収補てん債の弾力的な運用

① 地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の廃止

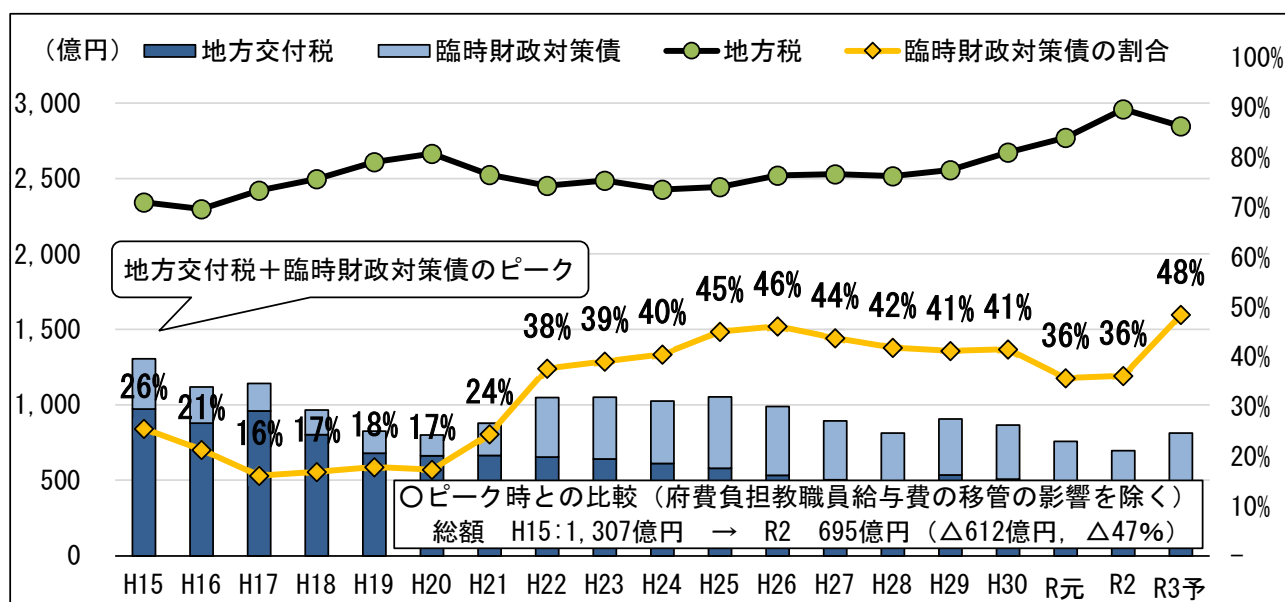
1 提案・要望

- (1) 算定過程を明らかにしたうえで、財政需要の増大や税収の減少等を的確に見込むことで、地方交付税の必要額を措置するとともに、必要な一般財源を確保すること
- (2) 地方交付税の必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること

2 現状・課題

- (1) 平成 16 年度以降、国の三位一体の改革により、地方交付税は大きく減少している。とりわけ近年は地方税が増加傾向にあるため、より顕著に地方交付税は減少している。

＜京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から 612 億円・△47%の減）＞



- (2) また、本市の地方交付税算定における基準財政需要額総額は、この 17 年間で大きく減少（△113 億円）している。特に、地域振興費・包括算定経費については年々削減されており、令和 3 年度は会計年度任用職員制度の平年度化の影響に伴い対前年度からは増加しているものの、近年（令和元・2 年度）は、制度創設時と比べ総額 100 億円規模の減となっている。その他、公債費の減等により、高齢化による社会福祉関係経費の増加分を吸収する形で、他の費目を削減するような算定となっている。

＜基準財政需要額の推移（H15 から 113 億円の減）＞

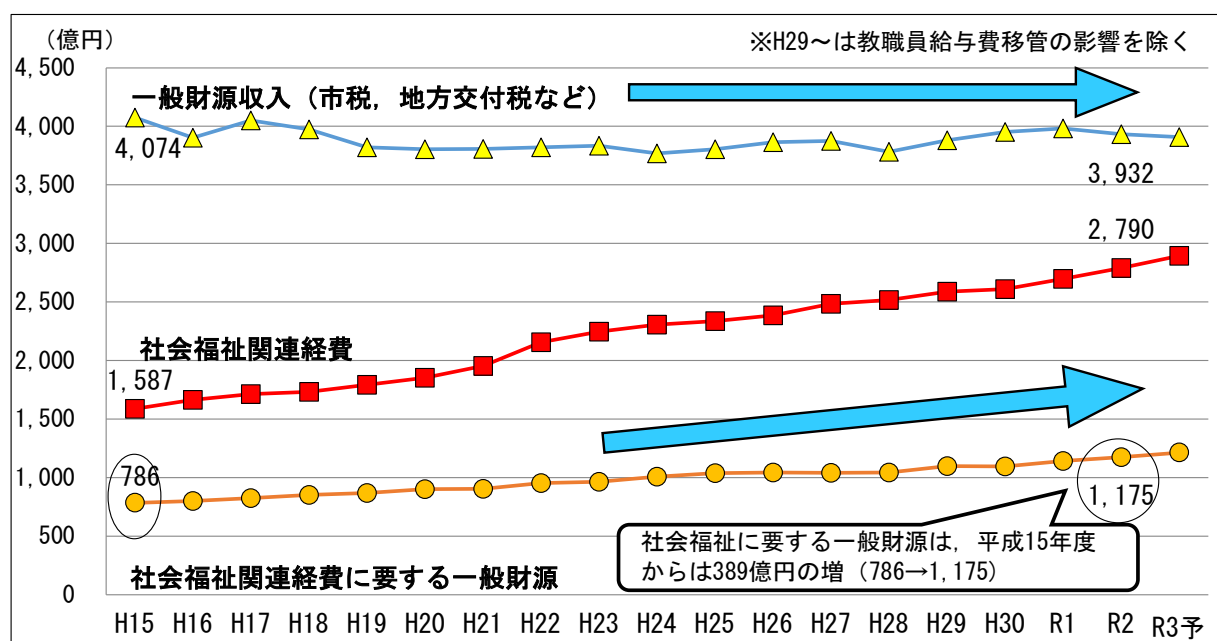
（単位：億円）

項目	H15	H20	H25	R3	H15→R3	
基準財政需要額	3,138	2,887	2,910	3,025	△113	△3.6%
社会福祉関係の経費 (生活保護費, 社会福祉費, 高齢者保健福祉費等)	781	906	1,144	1,329	+548	+70.2%
公債費（事業費補正を含む）	638	627	551	525	△113	△17.7%
うち、臨時財政対策債の償還	(3)	(70)	(114)	(246)	(+243)	(+8100%)
上記以外のサービスに要する経費	1,719	1,354	1,215	1,171	△548	△31.9%
うち、地域振興費（H19新設）		220	221	194	[H20→R3 △26]	
うち、包括算定経費（H19新設）		234	223	186	[H20→R3 △48]	

※府費負担教職員給与費の移管の影響を除く

(3) 地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む一方で、社会福祉関連経費は一貫して増加しており、必要な一般財源を十分に確保できておらず、厳しい財政運営を強いられている。

＜一般財源収入及び社会福祉関連経費の推移＞



② 大都市に偏重した交付税の削減の見直し

1 提案・要望

この間の小規模自治体にとって有利とみられる算定方法を、小規模市町村への影響も見つつ、段階的に見直しを図ること

2 現状・課題

この間、事業費補正や包括算定経費等の新設など投資的経費に関する算定の見直しや、地方創生を推進するために新たに措置された歳出項目により、比較的、小規模市町村に有利な交付税の算定※となっている。

※ 小規模市町村に有利な算定については、本市の外部有識者会議である「京都市持続可能な行財政審議会（会長：小西砂千夫氏）」からも答申を受けている。

<参考：基準財政需要額の算定の見直しなどの状況>

- 公共投資事業にかかる事業費補正の見直し
- 包括算定経費・地域振興費の新設（投資的経費の統合）
- 地方創生を推進するための新たな歳出項目（人口減少等特別対策事業費，地域社会再生事業費など）

人口一人当たりの市税・地方交付税等の増減の状況

（単位：千円）

項目		H15年度	R元年度	増減額	増減率
京都市	一般財源	266	261	△5	△1.7%
	うち市税＋府税交付金	177	211	34	+19.4%
	うち地方交付税・臨財債	89	50	△39	△43.4%
指定都市 その他	一般財源	262	254	△8	△2.9%
	うち市税＋県府税交付金	206	221	15	+7.2%
	うち地方交付税・臨財債	55	33	△22	△40.6%
中核市	一般財源	215	228	13	+6.0%
	うち市税＋県府税交付金	162	177	15	+9.3%
	うち地方交付税・臨財債	53	50	△3	△4.0%
市町村 その他	一般財源	242	271	29	+11.8%
	うち市税＋県府税交付金	138	166	28	+20.0%
	うち地方交付税・臨財債	104	105	1	+1.0%

※一般財源は地方財政状況調査の数値。人口は直近の国勢調査の数値。

※指定都市（京都市を含む）の数値は県・府費教職員給与費の移管の影響を除く。

3 本市の危機的な財政状況

- (1) このような状況の中，本市の財政状況は指定都市の中でもとりわけ厳しい状況にあり，財政調整基金の残高もゼロとなっている。また，減債基金の計画外の出崩しを行っており，数年後には，減債基金すらも枯渇し，財政再生団体になりかねない状況

<財政調整基金残高の推移>

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
京都市	5億円	14億円	0億円	13億円	36億円	0億円	0億円
指定都市平均	207億円	213億円	204億円	206億円	200億円	202億円	

- (2) このため，全ての財政状況を公開し，フルオープン「持続可能な行財政審議会」や，市会等での議論を経て，令和3年8月に「行財政改革計画2021-2025」を策定。持続可能な行財政の確立に向け，徹底した取組を強力に進めている。

③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

1 提案・要望

- (1) ごみ処理や文化財保護など、観光の振興や課題解決に係る財政需要を的確に反映した「観光費」を普通交付税の算定項目として創設すること
- (2) そのために必要な指標として、また、地域における観光施策の企画・立案の活用に資するものとして、市町村ごとの観光客数など、全国かつ客観的な統計を早急に整備すること

2 現状・課題

- (1) 本市は大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、他都市にはない財政需要が発生しているが、地方交付税の算定においては、「観光」に係る財政需要が的確に反映されていない。
- (2) 例えば、清掃費については、観光地のごみ処理に係る割増はあるものの、算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であり、「温泉地」以外の財政需要が反映されていない。
本市としては、観光庁実施の全国観光入込客統計による「観光客数」を指標として採用すべきと考えているが、市町村単位の公表数値が存在しないことを理由に交付税算定には用いられていない。
- (3) また、特別交付税において、「観光立国の推進に要する経費」が措置されているが、その算定にあたっては、全国一律の上限額が設けられている。

＜参考：本市の観光ごみ処理経費（R 元決算）＞

項目	需要額	実経費
清掃費	15百万円	800百万円

④ 減収補てん債の弾力的な運用

1 提案・要望

令和3年度以降も減収状況を踏まえ、対象税目の拡大など弾力的な運用を行うこと

2 現状・課題

平成28年度、本市では地方消費税等において、交付税制度上の収入と実際の収入額が大きく乖離し、結果的に交付額が32億円の減収となった。

こうした中、令和2年度に地方交付税法等が改正され、地方消費税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税、不動産取得税（都道府県のみ）の7税目の減収についても、減収補てん債を発行できることとなり、本市では20億円の減収補てん債を追加税目分として発行した（令和2年度限りの特例）。

3 対象税目拡充の効果

感染症の拡大や災害など、年度当初には見込めなかった理由で減収となる可能性もある中、減収補てん債制度の弾力的な運用によって、安定的な財政運営に支障をきたす減収を回避することができる。

【提案・要望事項】

4 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化

1 提案・要望

長期的な視点で、計画的な対策が進められるよう、恒久的な措置とした上で、公共施設だけでなく、公用施設、社会基盤施設も含めた全体の適正管理・適正配置を更に促進するため、制度要件を大幅に緩和するよう求める。

2 現状・課題

- (1) 公共施設等の適正管理・適正配置の取組を推進するため、現在、交付税措置のある地方債として「公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）」の発行が認められている。
- (2) 公適債の対象は、「集約化・複合化」「長寿命化」「転用」「立地適正化」「ユニバーサルデザイン化」「市町村役場機能緊急保全」「除却」の7事業となっており、事業内容に応じて約20%から45%の交付税措置がある。
- (3) 本市においても公適債を活用し、「長寿命化」事業等を進めているが、公適債は令和3年度までの時限措置であることから、今後、財政負担が障壁となり、必要な事業を実施できないおそれがある。
- (4) また、「集約化・複合化」を除いて国費対象外の単独事業のみが対象であること、多くの事業で庁舎、消防署等の公用施設が対象外となっていること、「長寿命化」事業のうち道路の舗装整備については舗装の表層のみが対象とされ、損傷度が高い下層部分を含む修繕が対象外となっていることなど、制度開始当初から起債要件が厳しい状況にある。

(参考) 公適債の事業一覧

事業名	対象施設	対象外施設	交付税措置
①集約化・複合化	公共施設		市負担の 45%
②長寿命化	公共施設 道路橋りょう等の社会基盤施設 (小規模単独事業に限定)	公用施設 (庁舎, 消防署等) 公営住宅 公営企業施設	市負担の 27%
③転用	公共施設		
④立地適正化	公共施設		
⑤ユニバーサル デザイン化	公共施設 公用施設(庁舎, 消防署等)		
⑥市町村役場機能 緊急保全	市町村役場(本庁舎)の建替え	区役所	市負担の 22.5%
⑦除却	公共施設, 公営住宅 公用施設(庁舎, 消防署等)	公営企業施設	なし

3 本市における活用状況

事業名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
集約化・複合化	—	0.7 億円	8.6 億円	7.1 億円
長寿命化	—	1.0 億円	7.6 億円	9.4 億円
市町村役場機能 緊急保全	—	—	—	6.1 億円
除却	0.4 億円	0.6 億円	0.8 億円	0.8 億円

※令和 3 年度は当初予算額

本市では、公共施設に係る現状と課題を分析し、施設の長寿命化や施設保有量の最適化などにより、施設を最適に維持管理し、有効活用を図る「公共施設マネジメント」に取り組んでおり、公適債の延長と要件緩和によって、これらの取組の推進につながる見込み。

【提案・要望事項】**5 不妊に悩む方への特定治療に対する保険適用に係る経過措置の実施****1 提案・要望**

令和4年度当初からの不妊治療の保険適用に当たっては、令和3年度から継続して治療されている方への不利益が生じないように、現行の国庫補助制度を継続するなど、経過措置を講じること

2 現状・課題

- (1) 国立社会保障・人口問題研究所の第15回出生動向基本調査（平成27年度実施）によると、不妊を心配した夫婦は3組に1組を超え、不妊に関する検査や治療を受けた（又は現在受けている）夫婦は5.5組に1組
- (2) 不妊治療は、身体的、精神的、経済的な負担感とともに、治療に対する職場の理解が得られにくい等、様々な面において悩みや不安を抱えられる方も多く、その支援の充実は重要な課題
- (3) 国においては、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象として、不妊に悩む方への特定治療支援事業（対象：体外受精及び顕微授精）における助成措置（負担率：国1／2、本市1／2）を大幅に拡充するとともに、令和4年度当初からの不妊治療の保険適用の検討を進めている。こうした国の制度拡充は、本市の出産を望まれる方に向けた大きな支援となっている。

【特定不妊治療費助成制度の概要】

	拡充前	拡充後
所得制限	<u>730万円未満（夫婦合算の所得）</u>	無し
助成額※1	<u>1回15万円（初回のみ30万円）</u>	<u>1回30万円</u>
助成回数	<u>生涯で通算6回</u> まで（40歳以上43歳未満は3回まで）	<u>1子ごと6回</u> まで（40歳以上43歳未満は3回まで）
対象年齢	妻の年齢が43歳未満	妻の年齢が43歳未満
事実婚	<u>法律婚の夫婦</u> が対象	夫婦（ <u>事実婚含む</u> ）が対象
不育症※2	<u>保険適用の不育症治療（検査）費用の2分の1を助成</u> （1回の妊娠につき上限10万円）	<u>先進医療として告示されている保険適用外の検査費用も追加</u> で助成（上限5万円）

※1 治療ステージがC（凍結胚移植（採卵を伴わないもの））又はF（採卵したが卵が得られない等のため中止）の場合は、拡充前（1回7万5千円）→拡充後（1回10万円）

※2 令和3年7月14日から拡充のうえ、実施

【本市の不妊に悩む方への特定治療支援事業実績（令和2年度）】

件数	助成額
1,626件	299,981千円

- (4) 一方で、助成措置の大幅な拡充については、保険適用までの間とされている。この助成を受けるためには、治療が終了した年度内に申請する必要があるが、令和4年度当初に保険適用の開始と同時に助成措置を廃止される場合、年度をまたいで治療をされている方は助成を受けることができなくなる。また、治療費によっては保険適用されることにより、現行制度より患者の負担額が増えるケースも想定される。
- (5) 現在、国においては、予算編成の中で保険適用の詳細な内容を検討することとしているが、こうした不利益を生じさせないためには、令和4年度以降も国庫補助制度を継続するなど、経過措置を講じることが必要である。

3 本市の取組

- (1) 本市では、国の制度拡充に先駆けて、平成15年7月から京都府と協調し、人工授精及び保険適用の不妊治療に要した費用の一部の助成（一般不妊治療費助成）を開始するとともに、平成26年度には指定都市初となる不育症治療費助成制度を創設するなど、治療をされる方の不安や悩みに寄り添った支援を実施
- (2) さらに、男性不妊治療について、平成26年10月から、京都府との協調のもと、国に先駆けて助成を開始したうえで、国制度がスタートした平成28年1月以降も制度を拡充

平成26年10月治療分～	：京都府との協調のもと、制度開始（上限20万円）
平成28年1月治療分～	：国制度スタート（上限15万円）＋府市協調で上乗せ（5万円）
平成31年4月治療分～	：国制度拡充（初回治療に限り上限30万円）

- (3) また、不妊で悩む方への精神的負担の軽減を図ることを目的に、不妊等に関する正しい知識、情報の提供や、様々な相談及び不妊等に関する悩みを持つ者同士の交流会（不妊・不育等相談事業）を平成15年から実施

【提案・要望事項】

6 「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の本市全域への優遇対象拡大

1 提案・要望

- (1) 令和3年度までの措置とされている「地方拠点強化税制」について、令和4年度以降も継続すること
- (2) 当該制度のうち「拡充型」について、現在の都市の実態を反映した区域設定へ見直しを行うこと

2 現状・課題

- (1) 東京23区にある事業者の本社機能の地方移転や、地方にある本社機能（事務所、研究所、研修所）の拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置を行う「地方拠点強化税制」については、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、平成31年度までの時限措置として、平成27年に創設された。
- (2) その後、平成30年の地域再生法改正により、三大都市圏の既成都市区域（本市市街地のほぼ全域を含む）が、新たに「移転型」の税優遇対象となるとともに、令和2年度税制改正において、当該制度の令和3年度までの継続に加え、雇用促進税制の税額控除拡充、適用要件の一部緩和などの制度拡充が行われてきた。
- (3) しかし、「拡充型」の税優遇対象外の地域については、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されていることから、近年の実態が踏まえられておらず、本市の市街地の大半が依然として対象外地域となっている。

【参考1：地方拠点強化税制制度概要】

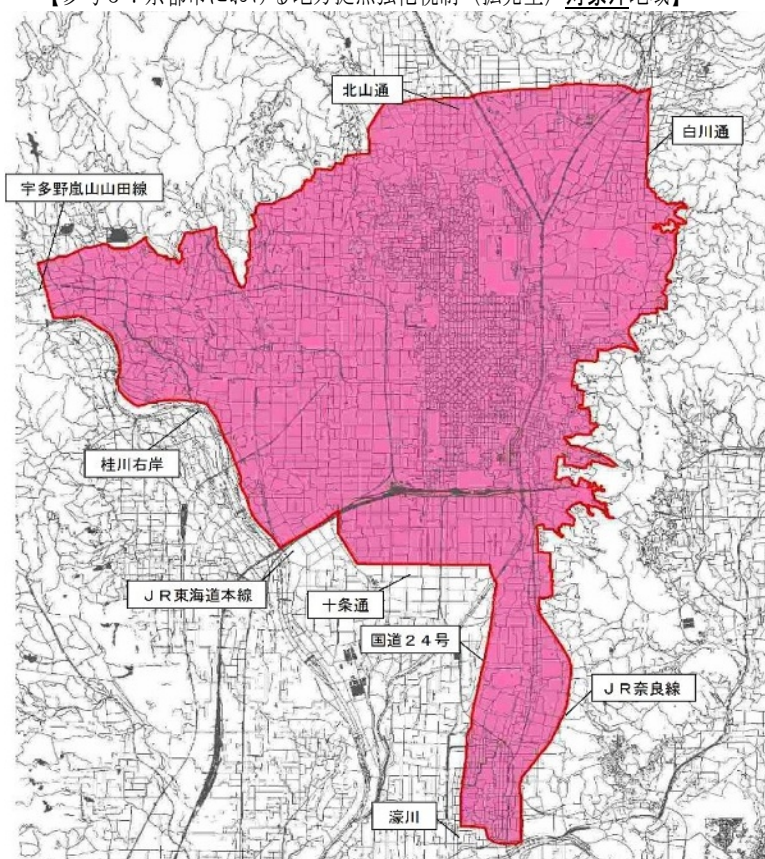
	拡充型	移転型
補助対象事業	地方にある企業の本社機能の拡充	東京23区から地方への本社機能の移転
オフィス減税	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% （措置対象） 建物、建物附属設備、構築物、工場内の研究開発施設 （取得価額要件） 大企業:2,000万円, 中小企業:1,000万円	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% （措置対象） 建物、建物附属設備、構築物、工場内の研究開発施設 （取得価額要件） 大企業:2,000万円, 中小企業:1,000万円
雇用促進税	新規雇用者1人当たり30万円、転勤者数1人当たり20万円を税額控除	増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除（50万円に、40万円上乗せ。ただし準地方活力向上地域（本市の場合、拡充型対象外地域）は30万円の上乗せ） 上乗せ分は、雇用を維持していれば最大3年間継続で、オフィス減税と併用可。
支援対象外地域	東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等 （京都市の市街地の大半は対象外）	東京圏の既成市街地等

【参考2：昭和35年と令和2年の指定都市の人口比較】

	順位		
昭和 35 年	1	大阪市	3,011,563人
	2	名古屋市	1,697,093人
	3	横浜市	1,375,710人
	4	京都市	1,295,012人
	5	神戸市	1,113,977人
	6	北九州市	986,401人
	7	福岡市	682,365人
	8	川崎市	632,975人
	9	札幌市	615,628人
	10	広島市	590,972人
令和 2 年	1	横浜市	3,778,318人
	2	大阪市	2,754,742人
	3	名古屋市	2,333,406人
	4	札幌市	1,975,065人
	5	福岡市	1,613,361人
	6	川崎市	1,539,081人
	7	神戸市	1,527,022人
	8	京都市	1,464,890人
	9	さいたま市	1,324,591人
	10	広島市	1,201,281人

(出典：国勢調査（総務省，昭和35年，令和2年）)

【参考3：京都市における地方拠点強化税制（拡充型）対象外地域】



- (4) 本市には、まとまった敷地を有する企業が立地しており、新築や建替の需要が期待されるが、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例も見受けられる。引き続き、「拡充型」における対象外措置が継続されれば、今後企業の流出が進むおそれがある。
- (5) 地方創生の更なる推進や、東京一極集中の是正の観点を踏まえると、当該制度を令和4年度以降も継続するとともに、現在の都市の実態を反映した区域設定へ見直しを行うことが必要である。

3 本市の取組

- (1) 本市ではこれまでから、産業振興、雇用の増加、税収の増加を目的に、「市外からの企業誘致」と「地域企業の事業拡大促進等」を図るため、企業の本社・工場・開発拠点・研究所の新增設等を促進する補助金等の支援制度を創設し、企業誘致を進めてきた。
- (2) 令和3年8月には、危機的な財政状況において、持続可能な財政を確立し、魅力あふれる京都を未来に継承するための具体的な取組を掲げた「行財政改革計画2021-2025」を策定した。本計画には、「都市の成長戦略」として、歳入増加による収支改善を図るため、企業誘致をリーディング・チャレンジとして最重要な取組の一つに位置付けている。
- (3) 今後、更なる企業誘致を推進していくためには、国の地方拠点強化税制の活用も含め、首都圏企業の本社機能の移転や、地域企業の本社機能等の拡充支援をより充実していく必要がある。

【提案・要望事項】

7 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進

- ① 文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充
- ② 文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転

1 提案・要望

- (1) 文化による経済活性化や観光振興，生活文化の振興をはじめ，文化を基軸とした国づくりを進めるため，文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充を求める。
- (2) 我が国の文化行政を総合的に推進し，文化芸術立国を実現するため，文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転を求める。

2 我が国における文化関係予算

- (1) 令和4年度の文化庁の概算要求は1,311億円（対前年度比22.0%増）
- (2) 国家予算に占める文化支出の割合は，日本は他諸国に比べると低い状況である。

（諸外国との文化支出の比較（2020年））

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日 本	1,166 億円	0.11%
フランス	4,620 億円	0.92%
韓 国	3,438 億円	1.24%

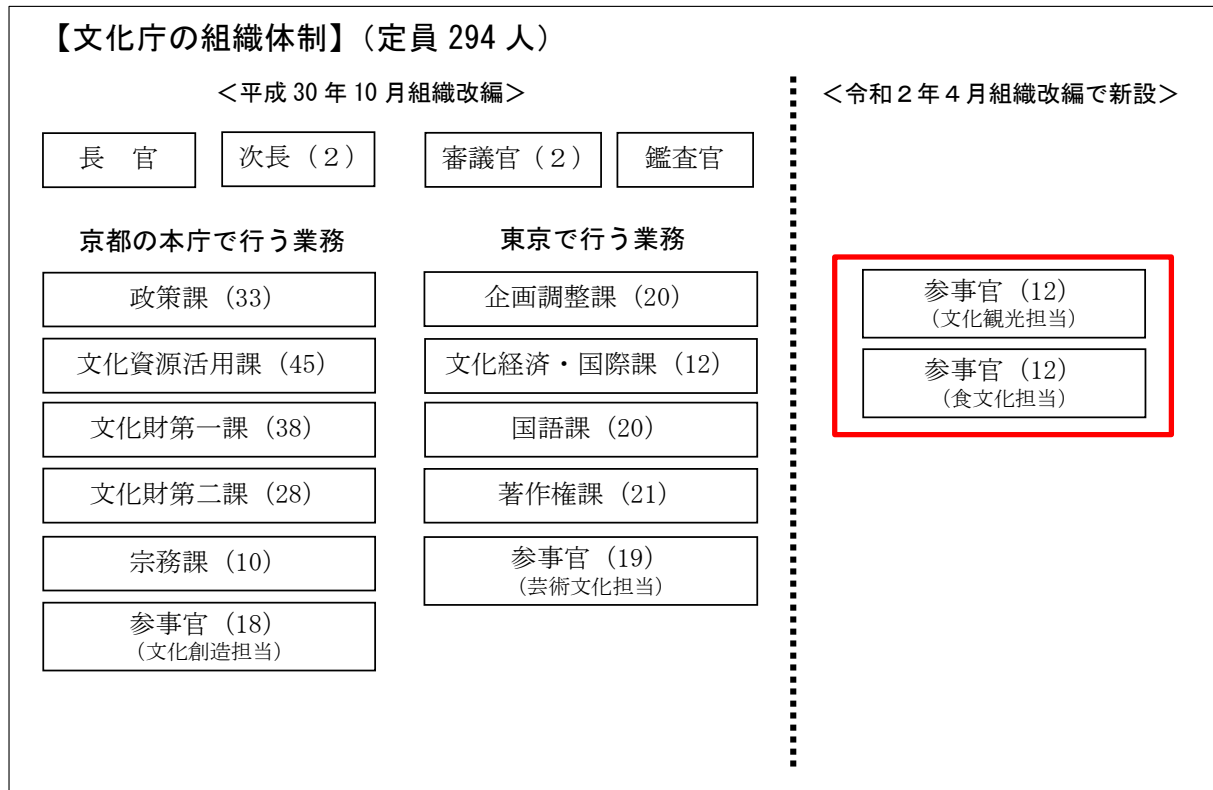
（出典）文化庁委託事業 令和2年度「文化行政調査研究」諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書

- (3) 文化による経済活性化や観光振興，生活文化の振興をはじめ，文化を基軸とした国づくりを進めるため，文化関係予算を拡充し，文化政策の更なる推進が求められる。

3 文化庁の全面的な京都移転の推進

- (1) 文化庁においては，新たな政策課題にスピード感を持って適切に対応するため，令和2年度に，参事官（文化観光担当）及び参事官（食文化担当）を設置した。
- (2) 参事官（文化観光担当）は，観光の振興に資する見地からの文化振興等のために設置されたものであり，これは，政府関係機関移転方針に示された「京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより，今後の我が国の観光振興の重要戦略の一つである文化財を活用した観光の強化推進が期待できる」という，文化庁の京都への全面的な移転の目的と合致する。
- (3) また，参事官（食文化担当）は，我が国の食文化の振興等のために設置されたものであり，平成29年7月の文化庁移転協議会において，「食文化等の生活文化振興」が本格移転後の京都における本庁業務とされたように，長い歴史と四季折々の豊かな自然の中で洗練されてきた京料理をはじめとした，様々な食文化が根付いた京都においてこそ，「現場第一」の原点に立った文化政策の推進が期待できる。

- (4) 両組織の京都移転を含めた、文化庁の全面的移転を着実に実施するとともに、京都の本庁としての機能を十分に発揮できるよう、京都に移転する組織と東京に残る組織が連携を密にするなど、調整機能の強化を図る必要がある。



【提案・要望事項】

8 自治体DX推進（自治体システム標準化，行政手続オンライン化）に係る自治体への速やかな情報提供と十分な財政措置

1 提案・要望

- (1) 自治体が，自治体情報システムの標準化・共通化（以下「標準化」という。）への対応を的確に進められるよう，対応を検討するに当たって必要な情報については，詳細な内容を速やかに提供することを求める。
- (2) 標準化及び行政手続のオンライン化（以下「オンライン化」という。）への対応が自治体の負担とならないよう，指定都市特有の財政需要も十分考慮のうえ，「デジタル基盤改革支援補助金」（以下「国補助金」という。）の増額も含め，実情に応じた財政支援を求める。
また，これらの対応を同時並行で効果的・効率的に行うため，オンライン化に係る国補助金の対象期間について，標準化に係る国補助金の対象期間の終期まで延長することを求める。
- (3) 住民の個人情報をしっかり保護するとともに，行政サービスの安定的な提供を維持するため，ガバメントクラウド及び標準準拠システムにおける情報セキュリティ対策及びシステム全体の安定性の確保に万全を期すことを求める。

2 現状

令和2年12月策定の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」においては，令和4年度末を目指して，特に国民の利便性向上に資する手続について，マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とすることとされ，また，自治体の主要な基幹システムについて，令和7年度を目標時期として，標準準拠システムに移行することとされている。

オンライン化の対象のうち，子ども・子育て支援や介護保険などの業務は，標準化の対象でもあり，オンライン化と標準化の対応を併せて進めていく必要があるが，子ども・子育て支援等の標準仕様の策定予定時期は令和4年夏となっており，また，既に策定されている介護保険等の標準仕様についても，令和4年夏に策定予定の共通要件（全業務に共通するデータ要件，業務間の連携要件等）の標準仕様を踏まえ，改定が行われる予定となっている。

このように令和4年夏まで標準仕様が出揃わない状況にあるが，国補助金の補助要件は，オンライン化は令和4年度末まで，標準化は令和7年度末までに完了することとされている。

＜標準化及びオンライン化に向けたスケジュール＞

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
標準化	省庁	標準仕様策定 ・仕様の調整				
	ベンダー		標準準拠 システム開発			
	自治体			標準準拠システムへの移行		
オンライン化	省庁	標準仕様の 提供				
	自治体	利便性向上に資する 手続のオンライン化 その他手続のオンライン化				

※ 「自治体DX推進計画」等を基に作成

手続オンライン化
補助金対象期間の終期

標準化
補助金対象期間の終期

3 課題

- 標準化については、令和7年度末までの短期間で、現行システムの調査・分析、業務の見直し、データ移行を行うとともに、標準化対象外業務も含めた情報システム間の連携の仕組みの構築、ガバメントクラウドを活用するためのネットワーク基盤の整備等を実施する必要がある。これらに対応するうえで、国からの詳細な情報提供が不可欠であるが、策定済みの標準仕様にも、細部には未確定の事項が含まれるなど、検討に当たって必要な情報が不足している。
- 標準化やオンライン化に要する経費については、各自治体の人口を基準として国補助金の上限額が設定されているが、自治体によってシステムの運用状況は異なっており、本市の実情を踏まえると、上限額を上回る負担が必要となることが想定される。
また、オンライン化を進めるに当たっては、標準準拠システムへの移行と併せて、マイナポータルと基幹システムとの接続を含めた対応を行うことが効率的・効果的であるが、令和4年度末が国補助金の期限となっており、実質的に活用が困難である。
- ガバメントクラウド及びその上で稼働する標準準拠システムは、住民情報を取り扱い、行政サービスの根幹を支えるシステムであることから、構築及び運用に当たっては、情報セキュリティ対策に特に細心の注意を払うとともに、ネットワーク障害による処理遅延等を生じさせないよう留意する必要がある。

【提案・要望事項】

9 国の財源の確保・拡充

1 提案・要望

- (1) 防災・安全交付金，社会資本整備総合交付金及び個別補助事業の十分な財源確保・拡充を求める。
- (2) 「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」による安定した財政支援を求める。

2 現状・課題

- (1) 本市では，都市基盤の強化と都市の魅力向上に資する社会基盤整備事業に対し，「防災・安全交付金」，「社会資本整備総合交付金」，道路メンテナンス事業をはじめとする「個別補助事業」を活用し，計画的に事業を推進
令和4年度についても，橋りょうの健全化や道路のり面对策，流域治水に係る事業など，防災・減災，国土強靱化に資する事業を推進するため，本市から国土交通省に対して，令和3年度を上回る概算要望を行っているが，事業を着実に推進するためには，国による安定的かつ十分な財源確保が必要不可欠
- (2) また，「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する予算について，初年度（令和3年度）分は令和2年度第3次補正予算において措置されたが，地方自治体が規模の大きい事業を中長期的な見通しのもと計画的に推進するためには，当初予算において確保・措置いただくことが必要

（参考）【令和3年度当初予算 国費の措置状況】

(単位：百万円，%)

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設，改築，のり面对策，橋りょう健全化，舗装修繕，無電柱化，自転車走行環境整備など）	2,566	2,136	430	83.2
都市再生整備計画事業	165	165	0	100.0
公園	73	61	12	83.6
河川	262	262	0	100.0
区画整理事業	396	383	13	96.7
住宅・建築物	3,261	3,070	191	94.2
古都保全・風致美観	264	252	12	95.5
下水道	4,511	3,696	815	81.9
合計	11,498	10,025	1,473	87.2

【提案・要望事項】

10 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

1 提案・要望

中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消，災害時におけるリダンダンシーの確保，周辺都市との道路ネットワーク強化のため，以下のとおり求める。

- (1) 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた，早期の事業計画策定を求める。
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討を求める。
- (3) これらについて，財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で，地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫を求める。

2 現状・課題

- (1) 堀川通については，「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において，「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成 30 年 1 月にまとめられており，交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては，同研究会においても「広域的な観点から，交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため，災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり，今後，周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化，道路整備の優先順位，整備効果など，広域的な観点からの検討が必要
- (3) 加えて，これらの実現に向けては，地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ，様々な整備手法の検討が必要



堀川通の交通渋滞状況
（堀川塩小路北側付近）



国道 1 号（京都・大津間）の
被災・通行止め状況（令和 3 年 8 月）
（大津市追分町付近）
[出典：滋賀国道事務所 Twitter]

【提案・要望事項】

11 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現

1 提案・要望

これまでの国及び国会議員の先生方をはじめとする，多くの皆様の御尽力により，国の令和3年度予算に設計費・敷地調査費が計上され，令和4年度予算においても引き続き設計費の概算要求が行われるなど，京都の長年の悲願である5,000人規模のホールの実現に向けて大きく前進。

今後，文化庁京都移転，ワールドマスターズゲームズ，大阪・関西万博等，一層，日本・関西への注目が高まることとなる。

これらの上げ潮に乗って，国際会議の受入れの増加に繋げ，日本の文化振興・文化交流・世界への発信により大きな役割を果たすため，国際競争に立ち向かうことができる施設規模及び機能を備えた多目的ホールの拡張整備の早期実現を要望する。

また，拡張整備に当たっては，会館運営を担う公益財団法人国立京都国際会館や地元と十分な連携を図ることを要望する。



2 国際会議を取り巻く状況の変化

近年，国際会議を積極的に招致・開催するにあたっては，参加企業を広く募らなければならないため，企業数の増加，企業分野の多様化，ランチセッションやアトラクションによる集客といった多機能化が進んでおり，広い面積かつ間仕切りで分割が可能な多目的ホールが求められている。

3 今後の国際会議の需要にこたえるために

国立京都国際会館において，グローバルスタンダードといわれる5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが，まずは2,500人規模で平成30年10月にオープン。

しかしながら，現状のホールでは，未だスペース不足のため，国際会議の多様化・多機能化に十分には対応できず，仮設テントの設置や離れた他会場の利用と合わせるなど，主催者に妥協を求めてようやく開催している事例が多数ある。

	開催年	会議名	内容
典型的な事例	令和元年	世界博物館会議 (ICOM) 京都会議 (参加者 4,590 人)	・ 展示場のスペース不足から、クロークを会場内に設置できず、仮設テントの設置により対応。 ・ それでもスペースが足りず、国際会館で開く予定だった分科会が玉突きで離れた他会場に押し出される形となり、参加者はバスや地下鉄での移動を余儀なくされるとともに、昼食会場が不足し、空きスペースに座り込んで食事をとる光景が見られた。

※ 国立京都国際会館は、国内でも小規模な国際会議場であり、メイン展示場の「イベントホール」と「多目的ホール」は別棟。現行の展示場面積では国際競争に立ち向かえない。

今後、現地参加による会議の復活需要が見込まれることから、会議誘致の国際競争に立ち向かうため、5,000 人規模へのホール拡張が早急に必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、現地参加とオンライン参加を組合わせたハイブリッド会議の需要が高まるなど、多様化する近年の国際会議に柔軟に対応することが求められる。

	開催年	会議名	内容
ハイブリッド会議の事例	令和3年	第14回国連犯罪防止刑事司法会議 (京都コングレス) (参加者約 5,600 人)	・ 全体会合、第1・第2委員会、法務省主催の18イベントを含む約120のサイドイベントを開催 ・ 参加国数152か国（現地参加は13か国） ・ コロナ感染拡大後、日本における初めての大規模国際会議。 ・ コロナ対策に関しては、国連基準のソーシャルディスタンスの確保、入館のみならず各会場の入室者数の管理、医療チームの現地駐在、海外参加者の移動制限等、徹底した対策を図った。 ・ ポストコロナにおける国際会議の試金石となると注目を集めた。

＜参考＞ 国内外の主要な国際会議場の状況

都市名	会議場名等	メイン会議場等 収容人数	メイン展示場等 面積
京都市	国立京都国際会館	1,840 人	3,000 m ² + 多目的ホール 2,000 m ²
福岡市	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 人	9,100 m ²
横浜市	国立横浜会議場（パシフィコ横浜）	5,000 人	20,000 m ²
東京都	東京国際フォーラム	5,000 人	5,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議場・展示場	12,000 人	12,000 m ²
ソウル	コエックス会議・展示センター	7,000 人	10,000 m ²
メルボルン	メルボルン国際会議場	5,500 人	30,000 m ²

【提案・要望事項】

12 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する,

京都刑務所 (山科区, 敷地10万7千㎡, 地下鉄柳辻駅徒歩5分)

京都拘置所 (伏見区, 敷地2万7千㎡, 近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分)

京都運輸支局 (伏見区, 敷地2万㎡, 近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分)

など, 国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し, 宅地化や交通利便性の向上など, 周辺環境が著しく変化する中で, 京都のみならず, 未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について, 我が国の地方創生を推進する観点から, 施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただくよう求める。

2 京都刑務所 (現在地への設置から90年以上が経過) の敷地

(1) 施設の移転当時, 周辺地域は田畑であったが, その後, 宅地化が進み, さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり, 現在は典型的な近郊住宅地に変貌

(2) 地下鉄東西線の開通(平成9年), 京都高速油小路線(現第二京阪道路)の開通(平成23年), 新十条通(稲荷山トンネル)の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により, 交通利便性が格段に向上



3 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略 (平成31年2月策定)

(1) 策定に当たっては,

ア 学識経験者, 地元大学, 地元経済界, 市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論

イ 刑務所が立地する山科区の全13学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換

ウ 市民意見募集 (パブリック・コメント) を実施

⇒ 487人の市民等から, 895件の意見が寄せられる

約7割の方が戦略に肯定的な意見

- (2) 多くの市民等の夢と希望、情熱が込められた戦略を策定
- (3) 刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示

4 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）の敷地

- (1) 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中
- (2) 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

5 ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（令和 2 年 3 月策定）

- (1) 策定に当たっては、
 - ア 近畿 2 府 4 県に本社が所在するものづくり企業を対象に両施設敷地に係る事業者アンケートを実施
 - ⇒ 216 社（約 4 割）が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答
 - イ 経済団体や事業者、学識者、地域の皆様から意見を聴取するとともに、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
 - ⇒ 196 人の市民等から、299 件の意見が寄せられる
 - ⇒ 約 9 割の方が活用案に肯定的な意見
 - ⇒ 多くの市民、事業者、経済団体等の敷地活用への高い期待が込められた活用案を策定
- (2) まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	・ らくなん進都内外の企業の新規拠点 ・ インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	・ 国の研究機関、民間研究施設 ・ レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	・ AI, IoT, ビッグデータ, ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等